



協力に関する覚書の概要

1 本覚書の趣旨

2010年から2020年まで締結したクリーンエネルギー協力覚書の実績を踏まえて、双方の緊密な協力を更に強化し、島しょにおける持続可能な社会/コミュニティの開発に関する問題に対処する

2 協力して取り組む分野（政策と情報の共有）

- ① 再生可能エネルギー・省エネルギー・クリーン輸送・エネルギー政策
- ② エネルギーの地産地消
- ③ エネルギー問題に関する対話
- ④ その他、相互に関心のある エネルギーに関連する事項

3 協力体制

- ① 沖縄県とハワイ州の両者で締結
- ② 経済産業省と米国エネルギー省は、オブザーバーとして参加する（両者以外の電力会社や研究機関等についても、双方の合意によりオブザーバーに追加できる）
- ③ 沖縄県とハワイ州は、お互いのクリーンエネルギーに係る政策や取組内容を共有するため、少なくとも年に1度、タスクフォース会議を開催する（沖縄とハワイで交互に開催）

4 本覚書の期間

- ① 協力期間は5年間。

5 法的拘束義務

- ① 本覚書は、法的拘束義務を課すものではない